

## 13 単位互換に関する包括協定の案内

問合せ先 教務課：名古屋 5号館 1F 豊田 1号館 1F

### 愛知県単位互換制度

愛知県内すべての4年制大学が加盟する愛知学長懇話会において締結された「単位互換に関する包括協定」は、加盟大学に所属する学生が他の大学で開講される様々な科目を履修し、所属する大学の単位として認められる制度です。

### 出願手続き

3月中旬に愛知学長懇話会ホームページにて、当該年度の「科目開設大学概要」「講義概要」等が公開されます。

ホームページに記載されている情報を参照し、所定の出願票(1科目につき1枚)に希望する科目等の必要事項を記入して、所定の期間までに教務課窓口にて提出して下さい。出願票は、愛知学長懇話会ホームページからダウンロードするか、教務課窓口で受け取って下さい。

出願票の提出期間は、年に1回4月上旬(詳細はALBOまたはホームページで案内)です。受講可能対象学年は、1～3年生です。年間履修制限単位数は、4単位です。履修登録制限単位に含みません。

大学によっては募集定員や、出願票に記入された「志望動機」に基づいて受講者の選考が行われる場合があります。

受講料は無料です。ただし、科目によっては実験・実習等に必要となる実費について必要となる場合があります。また、他大学の科目と本学開講科目名(既に修得の場合)が同一の場合には履修をしても単位認定できないことがあります。

### 履修手続き

出願者の受講の可否は、4月下旬に所属大学を通じてその結果が学生本人に通知されます。履修許可の通知を受けた学生は、科目開設大学の指示に従って所定の履修手続きを行うことになります。また、履修登録日程の関係上、科目開設大学において履修者決定までの間、その授業の仮受講が認められていますので、出願票のC票(本人控)を携帯し、仮の受講票とすることができます。

### 身分について

履修手続きを完了した学生には、科目開設大学で「単位互換履修生」または「特別聴講学生」となります。科目開設大学によっては身分証明書が発行されます。単位互換履修生(特別聴講学生)は、科目開設大学の施設(図書館等)を利用することができますが、科目開設大学のルールを良く理解しそれに従った行動をして下さい。

### 単位互換履修生(特別聴講学生)となった学生への連絡

単位互換履修生(特別聴講学生)となっている大学の休講等の連絡については、ALBOの「お知らせ」で連絡します。

### 単位の認定

単位互換履修生(特別聴講学生)は、履修許可を受けた科目を履修し、当該科目の試験に合格すれば本学の卒業所要単位として単位認定を受けることができます(下記の表参照)。成績は学期末に教務課にて通知します。通知時期はALBOにて連絡します。成績評価は、認定「N」とします。なお、再試験は実施しません。

学部	単位数	認定区分
文学部	12単位	フロート単位
国際英語学部	6単位	
国際教養学部	4単位	
心理学部	4単位	
現代社会学部	6単位	全学共通選択単位
法学部	4単位	
総合政策学部	4単位	
経済学部	4単位	
経営学部	4単位	フロート単位
情報理工学部	4単位	
スポーツ科学部	4単位	全学共通選択単位